

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	基準利率(担保有の場合) 1.16%~1.95% ※担保無も設定できます
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次の通りです。

【個人営業の方】 ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合)	【法人営業の方】 ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込みの場合)
---	---

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店
 (TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

●新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
12月 3日(火)・ 1月 7日(火)

●日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
12月10日(火)・ 1月14日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(近藤、真野、柳)までご予約をお願いします。

金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利 率 1.21% ※2019年11月1日現在
-------	---------	------------	---------------	----------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問合せ先★ 新津商工会議所



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 (東・南部地区:近藤、西部地区:真野、北部地区:柳)
 経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

◆日 時: 令和2年1月14日(火)・15日(水)
9:00~12:00 / 13:00~16:00

◆会 場: 新津商工会議所 3F

◆対 象: 新津地域で個人事業を営む方

◆持ち物: ①年末調整の書類一式(税務署より郵送)

②令和元年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)

③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書

④国民健康保険料払込金額の確認

⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認

⑥印鑑

⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。

(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)

※予約は不要です。 ※税理士関与の方はご遠慮ください。



新春賀詞交歓会参加者募集！

恒例の新春賀詞交歓会を会員同士の親睦を図る目的で開催いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

なお、会員事業所様にはカレンダーの配布とともに改めてご案内いたします。

〔日 時〕▶▶ 令和2年1月10日(金)

特別講演会 15:00～16:30

主催者、来賓挨拶 16:40～17:00

パーティー 17:00～18:30

〔講 師〕▶▶ 吉田義人氏(ラグビー元日本代表)

「ラグビーに学ぶマネジメントと人材育成」

〔会 場〕▶▶ 一楽(TEL0250-22-3155)

〔定 員〕▶▶ 会員150名(定員になり次第締切)

〔参加費〕▶▶ 5,000円/人(パーティーに参加される方)

※参加希望の方は事業所名と参加者名を当所までお知らせ下さい。



～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります！

■掛金は、全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い

掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増額・減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで。

補助金情報

＜新潟市次世代店舗支援事業＞

既存店魅力向上事業

【制度概要】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営んでいる方(従業員が5名以下又は売場面積250㎡以下の店舗) ・申請日以前に1年以上継続して同一店舗で同一事業を営んでいる方 ・過去に、地域魅力アップ応援事業や次世代店舗支援事業の補助金を受けていない店舗 ・補助事業に着手していない店舗 他 ※上記全ての要件を満たす必要があります。
対象事業	次のいずれかに該当する売上・来店客数増加のために行う、魅力的な店舗への改装等 1. 少子・高齢化対応 2. 地域交流の促進 3. 地域資源活用 4. 店舗の付加価値を高める取組み(強みづくり)
対象経費	店舗の改装費や備品購入費 (店舗の新築又は移転に伴う工事や備品購入ではないこと)
補助金額	補助対象経費の1/3(上限50万円)※事業承継の場合100万円
申請受付期間	第2期申請受付中 (※先着順に受付し、申請総額が予算額に達し次第、受付を終了)

★お問い合わせ・書類提出先★

新潟市秋葉区役所産業振興課商工観光係 TEL:0250-25-5689

- ・要件や手続きの詳細資料については、新潟市ホームページからダウンロードできます。(新潟市ホームページで「次世代既存店」検索)
- ・申請時には事業計画・収支計画書の提出が必要です。経営についてのご相談は当所、金融機関などをご活用下さい。

2020年カレンダーをお届けします。

早いもので今年も残りわずかとなりました。当所では日頃の感謝の気持ちを込めまして、今年も「SLばんえつ物語」号の写真を使用した新津商工会議所オリジナルカレンダーを作成し、会員事業者様にお届けいたします。

(区外の会員様には郵送でお届けします。)

お手元に届くまでの間、今しばらくお待ち下さいますようお願い申し上げます。 ※1事業所につき1本をお届けいたします。

